

達 示 第 2 1 号
令和3年5月24日

大阪拘置所長 高 橋 昌 博

「受刑者遵守事項」の制定について

「受刑者遵守事項」を別紙のとおり定め、本年5月29日から施行する。
なお、平成26年11月21日付け達示第19号「「受刑者遵守事項の制定」について」は、本達示施行をもって廃止する。

じゅん しゅ じ こう
遵 守 事 項

じゅけいしゃよう
(受刑者用)

おお さか こう ち しょ
大 阪 拘 置 所

じゆん しゆ じ こと じゆけいしゃ 遵 守 事 項 (受刑者)

第1 遵守事項

つき さだ じこう けいじしゅうようしせつおよ ひしゅうようしゃとう しょくう かん ほうりつだい
次に定める事項は、刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律第74
じょうだい こう もと どうしょ しゅうよう あいだ ごそうとちゅう ふく まも
条第1項に基づき、当所に収容されている間（護送途中も含む。）、守らな
ればならない じゆんしゆじこう いはん ぼあい どうほうだい じょうだい
遵守事項である。これに違反した場合には、同法第150条第1
こう もと どうほうだい じょうだい こう さだ ちょうぼつ か
項に基づき、同法第151条第1項に定める懲罰を科されることがある。ま
た、その違反行為が刑罰法令に触れるときは、さらに刑罰を科されることもあ
る。

1 (逃走)

どうそう また どうそう くわだ
逃走し、又は逃走することを企ててはならない。

2 (自殺企図)

じさつ くわだ
自殺を企ててはならない。

3 (自傷行為等)

じ こ しんたい こい きず もしくは いぶつ の こ どう しんたい がい およ
自己の身体を故意に傷つけ、若しくは異物を飲み込む等の身体に害を及ぼす
おそれのある こうい をし、 また これらの こうい くわだ
行為をし、又はこれらの行為を企ててはならない。

4 (火気不正使用等)

きよか ひ はつ もしくは しゅう また これらの こうい くわだ
許可なく、火を発し、若しくは使用し、又はこれらの行為を企ててはなら
ない。

5 (暴動等)

集団で騒ぎ、暴動を起こし、若しくはこれに加わり、又はこれらの行為を企ててはならない。

6 (建物等の損壊)

建物、設備、備品（貸与品を含む。以下同じ。）等を壊し、又は壊すことを企ててはならない。

7 (汚損等)

建物、設備、備品等に落書きをし、又はこれらを汚損してはならない。

8 (設備等の機能妨害等)

水道、電気、ガス、非常ベル、通路その他の施設の設備等の機能を妨害し、若しくはこれらを本来の用途に反して用い、又はこれらの行為を企ててはならない。

9 (視察妨害)

視察窓を壊し、若しくは汚損し、許可なく走り、又は隠れるなどして、職員による視察を妨害し、又は妨害することを企ててはならない。

10 (残飯投棄等)

残飯、ごみ等を所定の場所以外の場所に投棄若しくは放置し、又はたんやつばを吐き散らすなど、施設の環境衛生を害する行為をしてはならない。

11 (物品不正製作等)

許可なく物品(金銭を含む。以下同じ。)を製作し、加工し、所持し、隠匿し、壊し、若しくは投棄し、又はこれらの行為を企ててはならない。

12 (物品不正授受)

許可なく他人(自己以外のすべての者をいう。以下同じ。)と物品を授受し、又は授受することを企ててはならない。

13 (物品等の不正使用)

使用を許されている設備若しくは物品の管理を怠り、又は許可なくこれらを本来の使用目的と異なる用途に用い、若しくは定められた使用方法に反して使用してはならない。

14 (喝取等)

他人の物品を盗み、だまし取り、又は脅し取ってはならない。

15 (不正配食等)

給食等の給与品を不正に配分し、喫食し、又はこれらのことを企ててはならない。

16 (不正洗濯等)

許可なく、衣類等を洗濯し、身体若しくは髪を洗い、水を用いて清拭し、又は水をまき散らすなどして、水を不正に使用してはならない。

17 (暴行等)

他人に暴行を加え、若しくは傷害を与え、又はこれらの行為を企ててはならない。

18 (けんか)

他人とけんかし、若しくは口論し、又はこれらの行為を企ててはならない。

19 (侮辱等)

他人を中傷し、ひぼうし、若しくは侮辱し、又は他人に対し粗暴な言動をしてはならない。

20 (脅迫等)

他人を脅迫し、威圧し、だまし、若しくは困惑させる言動をなし、又は他人に対し義務なきことを強要してはならない。

21 (集団形成)

他人に対する脅迫、威圧、若しくは要求又は職員に対する反抗を目的として、集団を形成し、又は形成することを企ててはならない。

22 (虚偽風説流布)

虚偽の風説を流布し、又は流布することを企ててはならない。

23 (静穏阻害)

壁や扉をたたくなどして騒音を発し、放歌し、口笛を吹き、又は正当な理由なく大声を発するなどして、静穏な環境を害してはならない。

24 (性的行為等)

他人との間で、又は他人に対して性的行為をしてはならない。また、他人と寝床を共にしてはならない。

25 (わいせつ行為等)

故意に陰部を露出するなど、他人にわいせつな又は嫌悪の情を起こさせるような行為をしてはならない。

26 (酒類・たばこの製作等)

酒類、たばこ若しくはこれらと類似のものを製作し、所持し、隠匿し、用い、若しくは他人と授受し、又はこれらの行為を企ててはならない。

27 (シンナー等の吸飲)

シンナー又はこれと類似の物を吸飲し、又は吸飲することを企ててはならない。

28 (かけ事等)

かけ事若しくはかけ事に類似した行為をし、又はこれらの行為を企ててはならない。

29 (入れ墨等)

入れ墨を施し、又は髪若しくはまゆをそり込むなどして、容ぼうを変えてはならない。

30 (不正連絡)

許可なく、又は許可された方法をとらず、他人、外部の団体等と連絡し、又は連絡することを企ててはならない。

31 (信書代筆の禁止)

他人の信書を代筆してはならない。

32 (不正交談)

交談を禁じられている時又は場所において、正当な理由なく話をし、又は話しかけてはならない。

(交談を禁じられている時又は場所については本遵守事項末尾に記載している。)

33 (無断離席等)

許可なく、指定された位置、席若しくは場所を離れ、又は立入りが禁止された場所に立ち入ってはならない。

34 (作業拒否等)

正当な理由なく、指定された作業を拒否し、怠け、又は妨害してはならない。

35 (作業安全衛生違反)

作業安全衛生に関し定められたこと又は指示されたことに違反して作業し、許可なく作業用機械器具を作動させ若しくは使用し、又は作業安全装置等を除去するなどこれらに違反する行為をしてはならない。

36 (作業材料汚損等)

作業製品や作業用の原材料、機械、器具等を汚損し、隠匿し、壊し、若しくは投棄し、又は故意に不良製品を製作してはならない。

37 (各種指導の拒否等)

正当な理由なく、刑執行開始時や釈放前の指導、改善指導又は教科指導を拒否し、怠け、又は妨害してはならない。

38 (起居動作時間帯違反)

定められた日常生活の動作の時間帯に故意に違反する行為をしてはならない。

39 (診療等の拒否)

健康診断及びその実施上必要な医学的処置を拒否してはならない。また、生命に危険が及ぶおそれがあるとき又は他人に疾病が感染するおそれがあるときに実施する診療及び医療上の措置を拒否してはならない。

40 (拒食)

拒食を続けてはならない。

41 (点検等の拒否等)

職員による人員点検又は身体、着衣、居室若しくは物品の検査を拒否し、又は妨害してはならない。

42 (職務執行妨害)

職員^{しよくいん}の職務^{しよくむ}の執行^{しつこう}を、暴行^{ぼうこう}、脅迫^{きょうはく}その他の方法^{た ほうほう}で妨^{さまた}げてはならない。

43 (虚偽申告)

職員^{しよくいん}の職務^{しよくむじょう}上の調査^{ちようさ}、質問^{しつもんとう}等^{たい}に対して、虚偽^{きよぎ}の申告^{しんこく}をしてはならない。

44 (反復要求)

職員^{しよくいん}に対し、強要^{きやうよう}にわたるような要求^{ようきゅう}を繰^くり返^{かえ}し行^{おこな}ってはならない。

45 (反抗)

職員^{しよくいん}に対し、抗弁^{たい}、無視^{こうべん}その他の不当^{むし}な方法^{た ふとう}で反抗^{ほうほう}してはならない。

46 (刑罰法令違反)

刑罰法令^{けいばつほうれい}に違反^{いはん}する行為^{こうい}をしてはならない。

47 (唆し行為等)

他の被収容者^{た ひしゅうようしゃ}に対し、遵守事項^{たい}又は外出^{じゅんしゅじこうまた}及び外泊時^{がいしゅつおよ}の特別遵守事項^{がいほくじ とくべつじゅんしゅじこう}に

違反^{いはん}することをあおり、唆^{そそのか}し、又は援助^{また えんじょ}してはならない。

第2 職員^{しよくいん}の指示^{しじ}に対する違反^{たい}

この遵守事項^{じゅんしゅじこう}に違反^{いはん}した場合^{ばあい}のほか、刑事収容施設^{けいじしゅうようしせつおよ}及び被収容者等^{ひしゅうようしゃとう}の

処遇^{しよくう}に関する法律^{かん}第74条^{ほうりつだい}第3項^{じょうだい}の規定^{こう}に基づき職員^{しよくいん}が行^{おこな}った刑事^{けいじ}

施設^{しせつ}の規律^{きりつおよ}及び秩序^{ちつじょ}を維持^{いじ}するために必要な生活^{ひつよう}及び行動^{せいかつおよ}についての指示^{こうどう}

に違反^{いはん}した場合^{ばあい}にも、同法^{どうほうだい}第150条^{じょうだい}第1項^{こう}に基づき、同法^{どうほうだい}第151条^{じょうだい}第

1項の懲罰を科されることがある。

(注) 第1の32項関係 交談を禁止する時及び場所

1 時

(1) 就業中

ただし、必要な用務に関し、静粛かつ平穩に交談する場合を除く。

(2) 就寝時間中(午後9時から翌朝起床時まで。別途起居動作の時間を指定

されている場合はその時間。)

(3) 人員点検中

(4) 居室検査中

(5) 歩行中

(6) 整列中

(7) 運動中

ただし、集団運動時間中、静穏かつ平穩に交談する場合を除く。

(8) 入浴中

(9) 行事中(待ち時間を含む。)

(10) その他職員が規律秩序維持又は教化目的達成に必要があると認め交

談禁止を指示した場合

2 場所 ばしょ

- (1) げんざいしゅうよう 現在収容されている居室とその他の場所との間 ほかに ばしょ あいだ ろうか ふく (廊下を含む。)
- (2) めんかいまちあいしつ 面会待合室
- (3) しらべしつ 調室 まちあいしつ (待合室を含む。)
- (4) しんさつしつ 診察室 まちあいしつ (待合室を含む。)
- (5) こうじょう 工場 (トイレを含む。)
- (6) こういしつ 更衣室
- (7) にゅうよくじょう 入浴場
- (8) りはつしつ 理髪室
- (9) しょくどう 食堂
- (10) しゅつていじゅんびしつ 出廷準備室
- (11) こうどう 講堂 (集会室, きょうしつおよ 教室及び教誨室を含む。)
- (12) ごそうようしゃりょう 護送用車両